

議会受付番号	鎌議第1311号
質問者	上畠寛弘議員
答弁する者	(農業委員会会长、農業委員会事務局長)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

農業委員会の在り方と今後

2 質問の要旨

- (1) 農業委員会の設置理由、責務、意義目的は何か。
- (2) 鎌倉市農業委員会として、現状の鎌倉市の農業について何が課題として捉えているのか、全て明らかにせよ。
- (3) 又、その課題への取り組みは其々どのように行っているのか。
- (4) 鎌倉市として在るべき理想の農業とはどのような姿なのか。

3 答弁

- (1) 農業委員会は「農業委員会等に関する法律」の規定に基づき設置されています。また市町村長から独立した行政委員会として、農地制度に関する業務執行を公平、中立に実施するとともに、農業者の自主的な組織として、農地の利用調整に積極的に取り組むことを責務としています。
- (2) 農業の生産基盤である農地の保全を行うため、今後増加が見込まれる遊休農地の解消対策を進めること。また新規就農者等の担い手の確保や、安定的、効率的な農業経営を図るために、農地の集積化を進めることができると認識しています。
- (3) 遊休農地を把握するため、農地の利用状況を調査し、再生可能な農地については他の農業者への売買や賃借に繋げ、農地に復元することが困難なものは、農業委員会、市、JAさがみで組織する「鎌倉市遊休農地解消対策協議会」で順次復元作業を行っています。

新規就農者等の確保や農地の集積化により、安定的、効率的な農業経営を図ることについては、地域の農業者の代表である農業委員が中心となり、農地の利用調整に取り組んでいます。

- (4) 関谷・城廻の農業振興地域を中心とした、市内の限られた農地を保全するとともに、次世代の農業を担う、新規就農者等の担い手に農地を引継ぎ、安定的、効率的な農業経営を行いながら、市民に安全・新鮮な野菜を提供していくことだと考えています。